

おくやみ ハンドブック

死亡届に伴う手続きのご案内

城 陽 市

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、今後必要な手続きについての案内です。

市役所での手続きについては、必要なものを確認のうえ、担当窓口へお越しください。なお、死亡届の提出後に必要となる市役所での手続きを、おくやみ窓口コンシェルジュがお手伝いします。ご利用の場合は、希望日の2日前（土曜日・日曜日・祝日を除く）までに電話または窓口での予約が必要です。おくやみ窓口コンシェルジュのご案内（P6）をご覧ください。

目次

市役所で行う手続き…………… 1～5ページ

おくやみ窓口コンシェルジュのご案内… 6ページ

市役所以外で行う手続き…………… 7ページ

市役所で発行する証明書について…………… 8ページ

城陽市火葬料補助金制度のご案内… 9～10ページ

郵便等による戸籍謄抄本・

住民票の写し等の請求方法…………… 11～12ページ

委任状記載例…………… 13ページ

フロアマップ…………… 14ページ

2026年



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年8月発行

発行：城陽市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

ご遺族メモ

[illegible]

市役所で行う手続き

市民課(本庁舎1階:窓口番号③)

☎0774-56-4025

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		火葬料補助金の申請	火葬料補助金制度のご案内(P9)をご覧ください。		6ヶ月以内
☐		新聞の「おくやみらん」掲載希望票の提出	新聞の「おくやみらん」への掲載を希望される方 ※新聞社の都合により掲載されない場合があります。	・新聞「おくやみらん」掲載希望票	10日以内
☐		世帯主の変更届	世帯主が亡くなられて、残られた世帯員が複数いる場合	・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	14日以内
☐		カードの返納 ・市民カード ・印鑑登録証	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合	・各カード	速やかに
☐		くみとりの名義変更	し尿収集の名義人が亡くなられた場合	特になし	速やかに
☐		水道・下水道の名義変更 ※ ※窓口の他にインターネットからの手続きも可能です。 手続方法は市HPをご覧ください。	水道・下水道の名義人が亡くなられた場合	<口座振替を希望される方> ・キャッシュカード(一部取扱不可の金融機関、カード有) ・本人確認書類	速やかに

国保医療課(本庁舎1階:窓口番号④)

国保年金係 ☎0774-56-4038 (国民健康保険担当) ☎0774-56-4090 (国民年金担当)
医療係 ☎0774-56-4039

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
□		国民健康保険	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	・来庁者の本人確認書類 ・資格確認書(返却) ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・喪主の預金通帳	14日以内
			世帯主が亡くなられて、残られた世帯員が国民健康保険に加入されている場合	・来庁者の本人確認書類 ・資格確認書加入者全員分(差替) ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・口座振替を希望される方 ・キャッシュカード(一部取扱不可の金融機関、カード有) ・本人確認書類	14日以内
□		国民年金	国民年金加入者が亡くなられた場合	・年金手帳または基礎年金番号通知書(死亡給付については、京都南年金事務所での手続きとなる場合があります)	14日以内
			障害・遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金の受給者が亡くなられた場合 ※老齢年金等受給者は、市役所以外で行う手続き(P7)をご覧ください。	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・年金証書	14日以内
□		後期高齢者医療	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合	・資格確認書(返却)(発行されている人のみ) ・喪主の名前と葬祭を行ったことが確認できる書類(葬祭の領収書や会葬礼状等) ・喪主の預金通帳、相続人代表者の預金通帳・印鑑	14日以内
□		福祉医療(老人・障害・ひとり親)子育て支援医療	各制度の受給者が亡くなられた場合	・医療受給者証(返却)	14日以内
			残られた世帯員がひとり親家庭(お子様が20歳未満)になられた場合	・印鑑 ・健康保険の加入状況が確認できるもの	速やかに

高齢介護課(西庁舎1階:窓口番号⑬)

介護保険係☎0774-56-4043 高齢福祉係☎0774-56-4031

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		介護保険	介護保険の被保険者が亡くなった場合	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証等(認定をお持ちの方) ・介護保険料等を振込む預金通帳	14日以内
☐		高齢者を対象とした各事業	各事業の利用者(緊急通報装置・シルバー農園・福祉電話・徘徊高齢者家族支援サービス(GPS)の利用者、認知症高齢者等SOSネットワーク登録者、認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者)が亡くなった場合	・還付金等を振込む預金通帳(シルバー農園利用者の方)	14日以内

メモ

子育て支援課(西庁舎1階:窓口番号⑪)

子育て支援係☎0774-56-4036 保育係☎0774-56-4035

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		保育所等、 昼間里親、 学童保育所	保育所等、昼間里親、学童保育所の入所児童又は入所児童の世帯構成員が亡くなった場合	特になし	速やかに
☐		児童手当	受給者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合	・受給者が亡くなった場合は、対象児童及び配偶者名義の手当を振込む預金通帳	速やかに
☐		児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合	・児童扶養手当証書 ・受給者が亡くなった場合は、対象児童名義の手当を振込む預金通帳	速やかに
☐		ひとり親家庭 奨学金等	受給者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合	・印鑑	速やかに
☐		交通遺児奨学金	受給者又は対象児童が亡くなった場合 18歳以下の児童を養育している父又は母が交通事故により亡くなった場合	・印鑑	速やかに

障がい支援課(西庁舎1階:窓口番号⑮)

障がい福祉係☎0774-56-4033

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が亡くなった場合	・該当の手帳	速やかに
☐		自立支援 医療受給者証	自立支援医療受給者が亡くなった場合	・受給者証	速やかに
☐		特別障害者手当、 障害児福祉手当、 福祉手当	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者が亡くなった場合	・手当を振込む預金通帳	速やかに
☐		特別児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合	・受給者が亡くなった場合は、対象児童及び配偶者名義の手当を振込む預金通帳	速やかに

税務課(本庁舎2階:窓口番号④)

市民税係☎0774-56-4021 資産税係☎0774-56-4022 納付係☎0774-56-4024

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		相続人代表者 指定(変更)届	・市民税・府民税・森林環境税 の納税義務者が亡くなられた 場合 ・固定資産(土地・家屋)の所有 者が亡くなられた場合	・本人確認書類	速やかに
☐		市税等の 口座振替の変更	・口座名義人が亡くなられた 場合 ・固定資産(土地・家屋)の所有 者が亡くなられた場合	<口座振替を希望される方> ・キャッシュカード(一部取扱 不可の金融機関、カード有) ・本人確認書類	速やかに
☐		125cc以下のバ イク、小型特殊自 動車、電動キック ボードの名義変更 (廃車)	所有者が亡くなられた場合	・本人確認書類 ・廃車の場合は、ナンバー プレート	速やかに

農業委員会事務局(本庁舎2階:窓口番号⑦)

☎0774-56-4009

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		農地の相続	農地所有者	・届出書(指定用紙あり) ・相関図	相続完了 または 協議決定後

環境課(衛生センター)

ごみ減量推進係☎0774-53-1400

要	済	手続き	対象者	必要なもの	期限
☐		犬の所有者の変 更届(電話でお手 続きができます)	犬の所有者が亡くなられて、 所有者が変更になる場合	・犬の登録番号(犬鑑札)	30日以内

おくやみ窓口コンシェルジュのご案内

おくやみ窓口コンシェルジュとは

死亡届の提出後に必要となる市役所での手続きを、おくやみ窓口コンシェルジュ(おくやみに関する手続きを総合的に案内する職員)がお手伝いします。

ご利用の場合は、**希望日の2日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)までに電話または窓口での予約が必要です。**

なお、「日程が合わない」「おくやみ窓口コンシェルジュの利用希望がない」等の場合は、**直接担当課の窓口でお手続きいただけます。**

※城陽市以外に死亡届を提出された場合など、ご希望の日に予約、手続きをしていただけないことがあります。詳細は電話にてお問い合わせください。

ご予約について

おくやみ窓口コンシェルジュをご予約いただくと…

- 予約制のため、少ない待ち時間で複数の課の手続きを行えます
- 事前に情報をお聞きますので、複数の課で繰り返し説明いただく必要がありません
- 申請書等を可能な限り事前に準備しておくので、記入の手間が少なくなります



■ **予約受付** 市民課

■ **予約電話** 0774-56-4025

■ **場 所** 市民課おくやみ窓口コーナー及び関係課窓口

■ 注意事項

- 予約受付後に各関係課との調整、申請書類等の準備を行うため、死亡届を提出された当日及び翌日の来庁希望については、ご予約を受けかねますのでご了承ください。
- おくやみ窓口コンシェルジュの利用であっても、手続き内容によっては、当日にすべて完了しない場合があります。
- 当日のお持物については、市役所で行う手続き(P1～5)をご確認ください。また、来庁される方の本人確認書類をお持ちください。

取り扱う手続き

- ・ 火葬料補助金の申請、世帯主変更届、印鑑登録証の返納、水道の名義変更等の手続き
- ・ 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する手続き
- ・ 介護保険、高齢者を対象とした各事業に関する手続き
- ・ 身体障害者手帳、自立支援医療受給者証に関する手続き
- ・ 保育所等、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭奨学金等に関する手続き
- ・ 相続人代表者指定(変更)届、市税等の口座振替の変更などの手続き など



城陽葬祭杉村に ご相談ください！

「地元の身近な顔の見える葬儀社」 だからこそその安心感

城陽市で四代続く地元葬儀専門会社だからこそ、
葬儀という儀式を大切にしています。
葬儀の専門的なことだけでなく、地元の習慣や
ニーズを踏まえた対応をしております。

本社の ご相談専用ルームにて 事前相談受付中

後悔しないお葬式をするには
事前相談をおすすめいたします。
「お葬式の費用はどのくらいかかるの？」
「何を決めればいいのか？」
家族葬のご相談等お聞かせください。

事前見積もり可能

式場見学可能

まずはお問い合わせください

 0120-077-499

葬儀・式典サービス 城陽葬祭杉村

☎ 0774-52-2140 HPIはこちら
〒610-0102
城陽市久世南垣内116



家族葬専門式場

ファミリアホール城陽
〒610-0102
城陽市久世南垣内120(本社西隣)



家族葬・一般葬式場

アドバンスホール城陽
〒610-0111
城陽市富野荒見田105-1

城陽市内で唯一
下記組合に
すべて加入している
葬儀社です。 ※2026年
3月現在

＜所属組合＞

- 全日本葬祭業協同組合連合会
- 京都中央葬祭業協同組合

京都中央葬祭業協同組合では毎年
春と秋に焼骨灰供養を行っています。

- (一社)全国霊柩自動車協会

オリジナル会員制度

創想倶楽部

年会費
不要

入会金1,000円(税込)
様々なお得な会員特典を
ご用意しております！

会員
特典例

- 葬儀基本料金10%割引
- ホール使用料半額
- 会員誌「創想」を無料で
お届け

弊社では毎年人形供養等行っております。詳しくはHPのブログでお知らせいたします。

市役所以外で行う手続き

市役所以外で必要になる主な手続きの案内です。

手続き方法や必要なものについては場合により異なりますので、各契約会社等へお問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍、住民票等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

また、戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合もありますので、各契約会社等へご確認ください。

対象	主な手続き	手続き先
老齢年金等受給者関係	未支給・遺族厚生・ 遺族共済年金手続	京都南年金事務所(☎075-644-1165) または 年金相談センター宇治(電話対応なし)へ
生命保険等	死亡保険金の請求契約者・受取人 の変更等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	相続手続	銀行、証券会社等各金融機関
普通自動車、125ccを超えるバイク	名義変更等	京都運輸支局(ヘルプデスク) ☎050-5540-2061
軽自動車(四輪車)	名義変更等	軽自動車検査協会 京都事務所(コールセンター) ☎050-3816-1844
国税関係	相続税手続 所得税・消費税申告手続等	宇治税務署 ☎0774-44-4141
不動産登記関係	所有権の移転登記等	京都地方法務局 宇治支局(代表番号) ☎0774-24-4121 ☎0774-24-4122
相続関係	遺言書(検認・開封等) 相続放棄の申立	京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) ☎075-722-7211 ※相続放棄の申立については、相続を 知った日から3ヶ月以内
固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター フリーダイヤル ☎0120-151515
ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社
電気料金	契約終了・名義変更	各契約会社
運転免許証	返納手続	京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎075-631-5181 城陽警察署 ☎0774-53-0110
パスポート	返納手続	京都府旅券事務所 ☎075-352-6655 山城広域振興局旅券窓口 ☎0774-24-5362
クレジットカード	解約手続	各カード会社
ケーブルテレビ会社	解約・名義変更	各契約会社

市役所で発行する証明書について

証明書請求についてのご案内(戸籍、住民票、印鑑登録証明書)

年金や相続等のお手続きの際、戸籍や住民票、印鑑登録証明書が必要になることがあります。
窓口で証明書を請求される際には、本人確認を行います。運転免許証やマイナンバーカード(個人番号カード)等の本人確認書類をお持ちください。

請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。事前に請求先の役所にご確認ください。

郵便での請求は、郵便等による戸籍謄抄本・住民票の写し等の請求方法(P11)をご覧ください。

城陽市でのオンライン請求については、右の二次元コードからご請求ください。



●戸籍(戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票等)

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。

くわしくは本籍地の役所にお問い合わせください。

請求先	本籍地の役所 ※本籍地以外の役所の窓口で請求できる場合もあります。詳細はお問い合わせください。
請求できる方	・本人 ・同じ戸籍に載っている方 ・直系血族(子、孫、親、祖父母等) ※上記以外の場合は委任状が必要です。委任状の様式記載例(P13)をご覧ください。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために戸籍を請求される方は、相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要です。くわしくは請求先の役所にご確認ください。

●住民票(住民票、住民票の除票等)

住所地以外で死亡届を出された場合は、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の役所
請求できる方	・本人 ・同一世帯の方 ※上記以外の場合は委任状が必要です。委任状の様式記載例(P13)をご覧ください。 ※相続人として、亡くなられた後の手続きのために住民票を請求される方は、相続人であることが確認できる資料(戸籍・遺言書等)が必要です。くわしくは請求先の役所にご確認ください。

●印鑑登録証明書

城陽市での印鑑登録証明書発行には、「印鑑登録証」もしくは「市民カード」の提示が必要です。

必ずお持ちください。

また、お亡くなりになられた方の印鑑登録は廃止になっているため、証明書は発行できません。

請求先	住所地の役所
-----	--------

城陽市火葬料補助金制度のご案内

(令和8年3月時点)
城陽市役所 市民課

城陽市民が死亡または死産し、火葬された場合、火葬料がその火葬場のある市区町村の住民が支払う火葬料より多額になることがあります。

そこで、この負担を少なくするために、火葬料の一部を下記の要領で補助します。

●補助金交付要件

- (1)城陽市民が、死亡または死産(妊娠4ヶ月以後)し、火葬されたこと。
 - (2)支払う火葬料が、火葬場のある市区町村の住民料金より多額であること。
- ※葬祭扶助を受給した場合は補助の対象となりません。

●補助金の申請方法

城陽市火葬料補助金交付申請書を市民課の窓口に出してください。
郵送でも受け付けています。

●補助金申請者

火葬許可の申請者です。(死亡届出時に市町村から交付された火葬許可証に記載されています。)

●申請期限

火葬許可日(死亡届出日)から6ヶ月以内です。(6ヶ月を越えるとお支払できません。)

●申請に必要なもの

- ・城陽市火葬料補助金交付申請書
- ・振込先の通帳の表紙を開いた面の写し(口座番号・カナ名義等の確認をさせていただきます。)
- ・火葬許可証の写し(城陽市に死亡届出をされた場合は不要です。)
- ・火葬料支払い領収書の写し(宇治市斎場または京都市中央斎場で火葬された方は不要です。)

●補助金額

住民料金より多く支払った額の半分を補助します。

(支払った料金－住民料金)÷2＝補助金額 ※上限は40,000円です。

●補助金の交付の流れ

申請月の翌月15日頃:決定した補助金額を申請人に文書にてお知らせ

25日頃:指定された口座に振込み

※申請内容に不備等があった場合、翌々月以降の振込みとなることがあります。

令和8年 8月 1日

城陽市火葬料補助金交付申請書

城陽市長 宛

申請者	住所	〒610-0121 京都府城陽市寺田東ノ口16番地 電話 0774 - 56 - 4025
	氏名 (死体火葬許可申請者と同じ)	城陽 太郎

城陽市火葬料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の者の補助金の交付を申請します。

死亡者	住所	城陽市 寺田東ノ口16番地		
	氏名	城陽 一郎	生年月日	昭和10年10月10日
死亡年月日		令和 8年 5月 5日		
死亡届出地		城 陽 市		
火葬場所		〇〇斎場		

火葬料補助金振込先

振込金融機関名 (銀行コード)	銀行 城陽 信用金庫 (〇〇〇〇)	店名 (店番)	東ノ口 本店 (△△△)				
預金種目	普通・当座						
口座番号(右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人	(フリガナ) ジョウヨウ タロウ 城陽 太郎						

※申請に必要なもの

- ・振込先の通帳の表紙を開いた面の写し
- ・火葬許可証の写し（城陽市に死亡届出をされた場合は不要です。）
- ・火葬料支払い領収書の写し（宇治市斎場または京都市中央斎場で火葬された方は不要です。）

※以下の欄には記入しないでください。

受付	補助金額

郵便等による戸籍謄抄本・住民票の写し等の請求方法

下記①～⑤を同封してご請求ください。

①請求書

請求書については、記載例(P12)を参考に作成ください。

なお、便せん等に必要事項を記入したものをご使用いただいても結構です。

②手数料

(株)ゆうちょ銀行で扱っている定額小為替をご用意ください。

※現金・切手等は受付できません

※手数料は市区町村によって異なりますので、お確かめのうえお釣りの出ないようにお願いします

③申請者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)のコピー

※氏名・住所の確認ができるもの

④返信用封筒

返送先の住所・氏名を記入し、郵便切手をはってください。

※お急ぎの場合は、速達料金を追加してください

※返送先は原則として住民登録地です

⑤必要とする証明書にあなたが載っていないときは、

委任状や必要な方とあなたとの関係がわかる戸籍謄本等が必要です。

請求先の市区町村にお確かめください。

◎郵便等による請求は、配達日数と市区町村での処理日数が必要です。日数に余裕をもってご請求ください。

◎偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は、刑罰が科される場合があります。

◎本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本等の証明書を請求できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

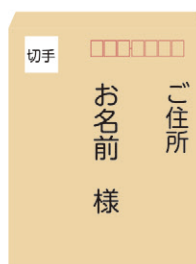
①請求書

②手数料
※定額小為替

③本人確認書類の
コピー



④返信用封筒



⑤委任状や
戸籍謄本等
※必要な場合

切手



住所
〇〇市役所
宛

【城陽市に請求される場合の送付先】

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市役所 市民課 窓口係

【問い合わせ先】

城陽市役所 市民課 窓口係 ☎0774-56-4025(直通)

郵便等による戸籍謄抄本・住民票の写し等の請求書

記載例

申請者 あなたの	住 所 ※マンション名・号室も 記入してください	〒102-8688 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号	
	ふりがな	じょうよう うめこ (明・大・昭・平・令)	
	氏名(署名)	城陽 梅子 13 年 11 月 11 日生	
	屋間連絡のつく電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
必要な方との 続柄	本人・夫・妻・父母・子・孫・祖父母・その他 ()		
使用目的	☐ パスポート ☐ 戸籍届出 ☒ 年金 ☐ 相続 ☐ 保険 ☐ 裁判 ☐ 資格取得 ☐ 住宅関係 ☐ 廃車 ☐ 免許・許可等申請 ☐ その他 ()		
提出先	☐ 法務局 ☐ 裁判所 ☒ 年金機構 ☐ 金融機関 ☐ 税務署 ☐ 警察署 ☐ その他 ()		

通信欄

<例>・〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍が全て必要(各△通すつ)。
 ・〇〇の死亡記載があるものが必要。
 ・〇〇県〇〇〇△△市××までの住所の移り変わりがわかる戸籍の附票が必要。

夫の死亡の記載のあるものが必要

戸籍謄抄本等の請求

※本籍地の市区町村へ請求

必要な方

本籍	京都府城陽市寺田東ノ口17番地
筆頭者	城陽 一郎
ふりがな	じょうよう いちろう (明・大・昭・平・令)
氏名	城陽 一郎 10 年 10 月 10 日生

証明書の種類

	謄本・全部 事項証明書	抄本・個人 事項証明書	手数料 ※市区町村で異なります
戸籍	1 通	通	450円
除籍	通	通	750円
改製原戸籍	通	通	750円
戸籍の附票	通	通	300円
<記載が必要な場合は、□に ✓でチェックしてください> 本籍・筆頭者氏名の記載が □必要 在外選挙人登録地の記載が □必要 (登録のある方のみ)			300円
身分証明		通	300円
独身証明		通	300円
その他 ()		通	※証明によって異なります

※ 1ヶ月以内に戸籍の届出をした方は記入してください。

(出生・死亡・婚姻・離婚)届・その他[]を[]月[]日に[]役所へ提出

住民票の写し等の請求

※住所地の市区町村へ請求

必要な方

住 所 ※マンション名・号室も 記入してください	
世帯主	
ふりがな	(明・天・昭・平・令)
氏名	年 月 日生

証明書の種類

	世帯全員 (謄本)	世帯の一部 (抄本)	手数料 ※市区町村で異なります
住民票の写し	通	通	300円
住民票記載事項証明書	通	通	300円
住民票除票の写し		通	300円

<記載が必要な場合は、□に✓でチェックしてください>

日本人の方	☐ 世帯主の氏名・続柄 ☐ 本籍・筆頭者の氏名	外国人の方	☐ 世帯主の氏名・続柄 ☐ 国籍・地域 ☐ 通称名履歴 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 第30条の45規定区分 (特別永住者/中長期在留者等) ☐ 在留資格・在留期間・在留期間満了日
-------	--	-------	---

委任状

記載例

私は、

代理人 (窓口に来られる方)	住所	京都府城陽市寺田東ノ口16番地
	氏名	城陽 太郎
	生年月日	昭和47 年 5 月 3 日生

に、次の事項を委任します。

- ①
- ☒
- 住民票及び住民票記載事項証明の交付申請に関すること。

対象者 寺田 花子 世帯全員の住民票1通(本籍地記載)

住民票コードやマイナンバー入りの住民票は代理人に直接交付できません。委任者の住所地宛に転送不要で送付致します。お急ぎの場合はご注意ください。

- ②
- ☐
- 戸籍〔謄本（全部事項）・抄本（個人事項）〕の交付申請に関すること。

除籍・原戸籍〔謄本（全部事項）・抄本（個人事項）〕の交付申請に関すること。

対象者

- ③
- ☐
- 住民異動届に関すること。

委任内容 転入・転居・転出・その他（具体的に記入：）

- ④
- ☐
- その他（具体的に記入）

委任内容

上記委任事実と相違ありません。

令和 8 年 8 月 1 日 ←記入年月日を入れる

委任者 (本人)	住所	京都府城陽市寺田東ノ口17番地
	氏名（署名）	寺田 花子 (印)
	生年月日	平成元 年 4 月 1 日生
	TEL	0774-56-4025

※委任状の記入は、基本的にすべて委任者が行ってください。委任者の氏名は自署もしくは記名押印が必要です。

※代理人の本人確認をいたします。免許証やパスポート、マイナンバーカードなどをお持ちください。

※該当するものに☑をつけて、対象者や委任内容を記入してください。

司法書士は「身近な法律家」です

相続手続きにお困りの方は よねよし司法書士事務所に ご相談ください

当事務所では、ご相談者様のお困りごとに合わせ、
担当司法書士がご相談から解決まで一貫して対応いたします。
また、必要な場合は各種専門家もご紹介いたします。

相続人になった方のためにできること

相続登記

2024年4月1日より義務化されました!

不動産を相続されてから**3年以内に不動産登記の手続き**を行わないと、10万円以下の過料が科せられることになりました。(すでに相続した不動産も対象) いざその時に“知らなかった!”“忘れていた!”とならないように、お早めにご相談ください。

遺産承継

遺言の有無や相続人の調査・戸籍収集など、ご自身で行うには複雑で難しい**相続の手続きを丸ごとお任せ**いただけます。

相続放棄

相続された財産を引き継がない場合、**相続開始から3か月以内**に手続きを行う必要があります。お早めにご相談ください。

預貯金の解約

依頼主様に代わり、預貯金解約のために必要な**様々な書類の収集や、銀行へ赴いての各種手続き**に対応いたします。

ご自身の今後をお考えの方のためにできること

遺言書作成

遺言書作成は様々なメリットがあります。当事務所では、ご自身の思いをご家族に遺すお手伝いをいたします。

メリット

- ①生前のうちに**遺産の分け方を自由に決めておける**
- ②相続人同士の**争いを未然に防ぐ**ことができる
- ③相続人による**相続手続きが通常よりスムーズに完了**する

初回相談無料

出張相談可能

土日祝も対応 ※要事前予約

お気軽にご連絡ください

よねよし司法書士事務所

JR奈良線 城陽駅より徒歩5分!

☎0774-66-4050

【受付時間】9:00~18:00 【定休日】土日祝日

FAX:0774-66-4065 MAIL:yoneyoshi@ksj.biglobe.ne.jp



ご連絡はメールでもどうぞ



駐車場
完備

よねよし
司法書士
事務所

〒610-0121 城陽市寺田水度坂15-113

フロアマップ



皆様に代わって大切な品々を 整理・処分いたします

残置物片付け **遺品整理** **特殊清掃** なら

城陽市の許可業者 (一般廃棄物
収集運搬業許可)

エコスタンド関西 にお任せを!

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

心の整理もつかないままに、大型家具や大量な日用品の片付け、遺品整理を行うのは、大変な労力が必要かと存じます。当社では、皆様の気持ちに寄り添いながら、故人様のお部屋・ご自宅のお片付けをお手伝いいたします。

残置物片付け

大量の品物や日用品、家具や家電などの
お片付けから不用品の処分まで承ります。

遺品整理

思い出のつまった品々や故人様が大切に
していたものなどを仕分けし、ご依頼者様
に報告・確認をさせていただきます。

特殊清掃

通常の清掃で汚れを落とすのが難しい
お部屋もお任せください。



それぞれの
作業で発生した
不用品やゴミは、
当社にて法令を遵守し
処分いたしますので、
安心してご依頼
くださいませ。



相談無料

見積り無料

スピード対応

追加料金なし

＼ 詳細・お見積りはお気軽にご相談ください /

0774-77-3946

つながりにくい場合は携帯へご連絡ください

携帯

090-6963-7513

受付時間

月～金/9:00～18:00



株式会社エコスタンド関西

〒610-0114 京都府城陽市市辺西川原38-2

許可番号: 城陽市一廃許可収運第59号

HPは
こちら



お問合せは
こちら



専門店で現物を見て価値ある仏壇をお求め下さい



本位牌の新調
文字の彫り足し
承ります

リビング仏壇から大型仏壇



経済産業大臣指定伝統的工芸品京仏壇・仏具

寺院総合企画・寺院用具・記念品企画・表具・漆芸品製作・修復

真心で常にご奉仕する



京仏具
佛壇

誠心堂



城陽本店 城陽市長池北裏103-53 ☎0774-55-2365

香りとお念珠・仏具の専門店

ふれぐらんす 誠心堂



アルプラザ城陽店1階 ☎0774-55-2822



ふれぐらんす城陽

地元

家族葬・故人葬・社葬・寺葬・法要

遥の家族葬

シンプル 39万円～(税込42.9万円)

祭壇は多数ございます予算に合わせてお選び下さい

セレモニー 遥 城陽・京田辺・宇治田原



後悔のない
お葬儀のために
事前相談・館内見学に
お越し下さい

もしもの時は… 24時間体制 ☎0774-63-0009(代)へ

誠心堂・遥 まごころ会 会員募集 入会金1,000円のみ

誠心堂グループ